

## 7 法務関係

### ア 国民が利用しやすい司法制度の実現

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
法曹人口の大幅増員等	法務省	<p>a 司法試験合格者数を、年間3,000人とするため、平成16年にはその達成を目指すべきとしている1,500人程度への増員以降、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年頃にその達成を目指すべきとされている3,000人程度への増員に向けて計画的かつ早期の実施を図る。</p> <p>また、実際に社会の様々な分野で活躍する法曹の数は社会の要請に基づいて市場原理によって決定されるものであり、平成22年頃までに3,000人程度に増員されても、これが上限を意味するものではないので、この点を踏まえて、その後のあるべき法曹人口について更なる研究・検討を行う。</p>	調査・研究・検討			<p>(法務省)</p> <p>平成19年6月22日、司法試験委員会は、20年以降の併行実施期間中の新司法試験の合格者数について、20年は2,100人ないし2,500人程度、21年は2,500人ないし2,900人程度、22年は2,900人ないし3,000人程度を、旧司法試験の合格者数について、20年は200人程度、21年は100人程度、22年はその前年よりも更に減少させることを、それぞれ一応の目安とする旨の考え方を示した。</p> <p>平成20年の新司法試験合格者は2,065人、旧司法試験合格者は144人、平成21年の新司法試験合格者は2,043人、旧司法試験合格者は92人であった。</p> <p>平成19年5月25日、法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の有機的連携の確保の在り方を協議することを目的として、法科大学院協会、文部科学省及び法曹三者による協議会を設置し、法科大学院における成績、司法試験における成績等の関連性を検証する作業を開始し、平成19年度、平成20年度、平成21年度の3回にわたり、法科大学院の修了者について、法科大学院の成績と新司法試験の成績との相関関係の調査を行った(本報告書は、法科大学院の教育と新司法試験との有機的連携のあり方を検討するための基礎資料として、広く関係者の間に情報が共有されるよう編まれたものでもあり、平成22年ごろに年間の司法試験合格者数3,000人程度という目標が達成された後のあるべき法曹人口について更なる研究・検討が行われる際にも一つの資料となり得るものである。)</p> <p>今後、法科大学院・司法試験・司法修習の有機的連携の更なる促進のための方策、法科大学院修了者の多方面における活用のための方策など、多くの検討課題があり、関係省庁及び関係機関と緊密な連携をとりながら検討を進める必要があることから、法務省及び文部科学省は、平成22年2月、法科大学院を中核としつつ、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習とを有機的に連携させた新たな法曹養成制度の問題点・論点を検証し、これに対する改善方策の選択肢を整理するため、「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」を設置した。ワーキングチームでは必要な検討を行い、その検討結果(取りまとめ)を平成22年7月6日に発表した。</p>

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		<p>b 司法試験合格者数の拡大について、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備状況等を見定めながら、現在の目標(平成22年ころまでに3,000人程度)を確実に達成することを検討するとともに、その後のあるべき法曹人口について、法曹としての質の確保にも配慮しつつ、社会的ニーズへの着実な対応等を十分に勘案して検討を行う。</p> <p>その際、国民に対する適切な法曹サービスを確保する観点から、司法試験の在り方を検討するために必要と考えられる司法試験関連資料の適切な収集、管理に努めることとし、司法試験合格者の増加と法曹サービスの質との関係の把握に努める。</p>	逐次実施			<p>(法務省)</p> <p>平成19年5月25日、法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の有機的連携の確保の在り方を協議することを目的として、法科大学院協会、文部科学省及び法曹三者による協議会を設置し、法科大学院における成績、司法試験における成績等の関連性を検証する作業を開始し、平成19年度、平成20年度、平成21年度の3回にわたり、法科大学院の修了者について、法科大学院の成績と新司法試験の成績との相関関係の調査を行った(本報告書は、法科大学院の教育と新司法試験との有機的連携のあり方を検討するための基礎資料として、広く関係者の間に情報が共有されるよう編まれたものでもあり、平成22年ころに年間の司法試験合格者数3,000人程度という目標が達成された後のあるべき法曹人口について更なる研究・検討が行われる際にも一つの資料となり得るものである。)</p> <p>今後、法科大学院・司法試験・司法修習の有機的連携の更なる促進のための方策、法科大学院修了者の多方面における活用のための方策など、多くの検討課題があり、関係省庁及び関係機関と緊密な連携をとりながら検討を進める必要があることから、法務省及び文部科学省は、平成22年2月、法科大学院を中核としつつ、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習とを有機的に連携させた新たな法曹養成制度の問題点・論点を検証し、これに対する改善方策の選択肢を整理するため、「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」を設置した。ワーキングチームでは必要な検討を行い、その検討結果(取りまとめ)を平成22年7月6日に発表した。</p>
法科大学院非修了者への司法試験受験資格の確保	法務省	<p>a 予備試験の実施に際しては、法科大学院修了者と同様の素養があることを判断するためのものであるという本来の趣旨を確保する必要があり、したがって、新司法試験の合格率において予備試験合格者と法科大学院修了者との間で可能な限り差異が生じないようにすべき等との観点を踏まえつつ、両者の公平性が保たれるように予備試験の方法や合格者数等について見直しを行っていく。</p>	逐次実施 (予備試験は平成23年より実施)			<p>(法務省)</p> <p>予備試験は平成23年より実施。</p>

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		<p>b 法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度(例えば約7～8割)の者が新司法試験に合格できるよう努める。</p> <p>その際、新司法試験は、資格試験であって競争試験ではないことに留意し、司法修習を経れば、法曹としての活動を始めることができる程度の知識、思考力、分析力、表現力等の資質を備えているかどうかを判定する試験として実施し、既に実施された試験については、このような観点からの検証を行った上でその結果を速やかに公表する。</p>	一部措置済	継続的に実施		<p>(法務省)</p> <p>法科大学院における教育を充実させるため、法科大学院に対し、教材を提供し、検察官を派遣するとともに、司法試験に関する各種情報を公表し、法科大学院に提供するなどしている。</p> <p>平成19年5月25日、法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の有機的連携の確保の在り方を協議することを目的として、法科大学院協会、文部科学省及び法曹三者による協議会を設置し、法科大学院における成績、司法試験における成績等の関連性を検証する作業を開始し、平成19年度、平成20年度、平成21年度の3回にわたり、法科大学院の修了者について、法科大学院の成績と新司法試験の成績との相関関係の調査を行った。</p> <p>今後、法科大学院・司法試験・司法修習の有機的連携の更なる促進のための方策、法科大学院修了者の多方面における活用のための方策など、多くの検討課題があり、関係省庁及び関係機関と緊密な連携をとりながら検討を進める必要があることから、法務省及び文部科学省は、平成22年2月、法科大学院を中核としつつ、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習とを有機的に連携させた新たな法曹養成制度の問題点・論点を検証し、これに対する改善方策の選択肢を整理するため、「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」を設置した。ワーキングチームでは必要な検討を行い、その検討結果(取りまとめ)を平成22年7月6日に発表した。</p>
		<p>c (ア) 法曹を目指す者の選択肢を狭めないよう、司法試験の本試験は、法科大学院修了者であるか予備試験合格者であるかを問わず、同一の基準により合否を判定する。また、本試験において公平な競争となるようにするため、予備試験合格者数について、事後的には、資格試験としての予備試験のあるべき運用にも配慮しながら、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者と比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的考慮を行う。</p> <p>これは、法科大学院修了者と予備試験合格者とが公平な競争となることが根源的に重要であることを示すものであり、法科大学院修了者と同等の能力・資質を有するかどうかを判定することが予備試験制度を設ける趣旨である。両者における同等の能力・資質とは、予備試験で課せられる法律基本科目、一般教養科目及び法律実務基礎科目について、予備試験に合格できる能力・資質と法科大学院を修了できる能力・資質とが同等であるべきであるという理念を意味する。</p> <p>法務省はこれらを踏まえ、予備試験の制度設計を行う。</p> <p>したがって、たとえば、予備試験の法律基本科目及び法律実務基礎科目に関する出題について、一般的に、法科大学院で指導・学習の対象となっていないものを出題範囲に含めたり、法律基本科目及び法律実務基礎科目並びに一般教養科目の出題内容の難易度を、法科大学院を修了できる水準に照らして高く設定したりすることによって、予備試験を通じて法曹を目指す者が、法曹資格を得るにあたり、法科大学院修了者と比べて高い水準の能力が求められることのないようにする。</p>	逐次検討・実施		<p>(法務省)</p> <p>予備試験は平成23年より実施。</p>	

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		(イ) また、法科大学院教育への協力の観点から法務省が作成し、法科大学院の希望により提供される刑事科目系の法科大学院向け教材は、実際の事案に即した内容とされており、題材とした個々の事件関係者のプライバシー保護等の観点から、法科大学院で使用される以外は非公開とされているが、これらの内容について必要な個人情報保護等の適切な措置を講じた上で、可能な限り公表する方向で検討し、その結果を踏まえ措置する。以上により、予備試験を通じて法書をを目指す者が法科大学院修了者と比べて不利益に扱われないようにする。		逐次検討、平成22年11月末措置		(法務省) 法科大学院用教材のうち5冊について、必要な個人情報保護等の適切な措置を講じた上で、平成21年8月及び同22年3月に、それぞれ公開を行った。 なお、他の教材の公開についても、平成22年11月までに措置する。
	法務省 文部科学省	d 法科大学院における教育、司法試験、司法研修所における教育が、法曹として必要な資質を備え、法曹に対する社会のニーズに応えられる能力を有する法曹の養成にとってふさわしい在り方となっているかどうかを検証するため、司法試験の結果についての詳細な分析を行うとともに、関係機関の協力を得て、これと法科大学院や司法研修所での履修状況を比較するなどの分析・検証を行い、その成果を公表する。 その際、法科大学院の学生の成績等について個人情報保護に配慮した上で、差し当たり統計的に有意な分析・検証が可能となるような十分なサンプル数が確保されることの意義を認識し、法曹養成の各プロセスを担う関係機関の連携協力を前提としつつ、分析・検証の対象者の拡大を目指すこととし、それを踏まえて、司法試験の結果、司法研修所の成績との相関が検証されるよう関係機関の協力を得る。 また、その際、個別の法科大学院ごとの、法科大学院における成績の状況とそれに応じた司法試験の合格率等のデータが、個別の法科大学院から収集され、関係機関との連携・協力の下に、適切に調査・分析がされ、公表されるよう努める。		逐次実施		(法務省、文部科学省) 平成19年5月25日、法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の有機的連携の確保の在り方を協議することを目的として、法科大学院協会、文部科学省及び法曹三者による協議会を設置し、法科大学院における成績、司法試験における成績等の関連性を検証する作業を開始し、平成19年度、平成20年度、平成21年度の3回にわたり、法科大学院の修了者について、法科大学院の成績と新司法試験の成績との相関関係の調査を行った。 今後、法科大学院・司法試験・司法修習の有機的連携の更なる促進のための方策、法科大学院修了者の多方面における活用のための方策など、多くの検討課題があり、関係省庁及び関係機関と緊密な連携をとりながら検討を進める必要があることから、法務省及び文部科学省は、平成22年2月、法科大学院を中核としつつ、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習とを有機的に連携させた新たな法曹養成制度の問題点・論点を検証し、これに対する改善方策の選択肢を整理するため、「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」を設置した。ワーキングチームでは必要な検討を行い、その検討結果(取りまとめ)を平成22年7月6日に発表した。
	法務省	e 今後の選択科目の見直しの際には、科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況等を見据えつつ、単に法科大学院での講座数など受験者等の供給者側の体制に係る要素のみに依拠することなく、実務的な重要性や社会的な有用性・汎用性等を考慮し、社会における法サービス需要に的確に応えるという観点をも踏まえて科目の追加・削除について柔軟に検討の上、その結果に基づき速やかに措置する。その際、現行の選択科目についても、以上の要素を改めて検証する。		逐次検討、21年度措置		(法務省) 平成20年9月22日、法務大臣から司法試験委員会に対し、新司法試験の選択科目の見直しについて諮問がなされ、同委員会において審議した結果、平成21年12月16日、実務的な重要性や社会におけるニーズの高さ、科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況、法科大学院における科目開設状況、新司法試験の実施状況(各選択科目の受験者数、難易度のばらつき、出題内容についての独自性の程度等)、司法修習の状況、意見募集の結果等を総合的に考慮し、今般の科目の追加・削除の必要はない旨の答申がなされた。これを受けて、選択科目の追加・削除を行わないこととした。
		f 新司法試験審査委員は司法試験委員会の推薦に基づき法務大臣により任命されるが、選定の公正性、透明性を確保するため、審査委員の職務が特定分野における非常に高度な専門的学識等を要求されることにかんがみ、審査委員の経歴、教育歴、学識、専門分野における業績等を十分勘案し、できるだけ客観的な判断の下に選任が行われるようにする。 また、実際に出題された司法試験問題については、受験生や法科大学院教員等に対しては有益な情報として資するとともに、審査委員に対しては試験問題に関する不正な情報提供のリスクを必要以上に負わせないメ리트もあることから、試験の出題趣旨のほか、採点実感、採点方針等出題に関する情報をできる限り詳細に公表する。		逐次検討・実施		(法務省) 新司法試験審査委員の任命にあたり、経歴のほか、研究論文、著作物等の研究業績等を勘案した上、司法試験委員会が審査委員が推薦され、平成22年新司法試験審査委員を任命した。 平成21年新司法試験における、出題趣旨を詳細に公表したほか、審査委員による採点実感、今後の法科大学院教育に求めるものなどについて司法試験委員会とヒアリングを実施するなどし、その結果を詳細に公表した。

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
	文部科学省	g 法科大学院は、法曹養成という役割を担う公共的な機関であることにかんがみ、国民が必要とする情報をわかりやすく提供する観点から、各法科大学院の独自性を損なわないような配慮を行った上で、例えば、法科大学院として定める成績評価や修了認定の方針や基準、司法試験の結果等の把握できる範囲における進路等の情報、教員の研修業績等の情報を各法科大学院が積極的に公表することを促進する。	逐次実施			(文部科学省) 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会が平成21年4月17日に取りまとめた「法科大学院教育の質の向上のための改善方針について(報告)」(中間まとめについては、平成20年9月30日に取りまとめ)において、各法科大学院は教育内容や司法試験をはじめとする修了者の進路等について積極的な情報公開を行う必要があることが提言された。これに基づき、 すべての法科大学院を対象に、文部科学省において平成20年10月～11月にヒアリング、法科大学院特別委員会において平成21年6月～平成22年1月に教育の改善状況についての調査をそれぞれ実施し、積極的な情報公開を要請した。 文部科学省において法科大学院教務担当者会議(平成21年9月4日)等を開催し、積極的な情報公開を要請した。 また、平成22年6月15日に学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)を改正し、修了者の就職状況や、学修の成果に係る評価及び修了認定の基準等の情報について大学(法科大学院を含む)において公表することとした(平成23年4月1日施行)。
ADR法の「弁護士の助言措置」の適正な解釈・運用の周知徹底	法務省	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号。以下「ADR法」といふ。)を所管する法務省は、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン」(法務省大臣官房司法法制部平成18年6月20日制定)を策定し、ADR法第6条に規定する法務大臣の認証基準等について明確化を図っているところである。 しかしながら、規制改革会議が土業団体から聴取したところによると、ADR法第6条第5号の「手続実施者が弁護士でない場合には、ADR業務の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること」の要件をみたすためには、「日弁連が策定した「ADRに関する基本方針」及び「ADR法第6条の「弁護士の助言」等を行う弁護士の推薦等に関するガイドライン」に基づき、弁護士会の推薦を介して助言を受ける弁護士を選定しなければならない、どのような場合に法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに該当するのかについて、弁護士会の判断を仰がなければならない、ADR業務の対象領域を確定するのに弁護士会と協議しなければならないなど、同号の解釈について誤った理解に基づき認証取得に向けた準備を進めているのではないかとと思われる土業団体も見受けられた。 そこで、規制改革会議において、法務省に対し、同号の解釈を改めて確認したところ、助言措置を求める弁護士は弁護士会を介さずに個別の弁護士と契約する方式をとることが可能であること、どのような場合に弁護士の助言措置を受けることが必要になるのかは、手続実施者が事項の性質、内容等に応じて予め定めた基準や判断手順に基づき客観的に判断するものであること、ADR業務の対象領域の確定は弁護士会が行うものではないことが示された。 このように、ADR法第6条第5号の「弁護士の助言措置」の要件の理解に関し、申請者等の混乱も見受けられることから、法務省は、法務大臣の認証を取得してADR業務に多くの団体が参画できるように、引き続き、認証制度の周知に努めるとともに、各土業団体、弁護士会を含む機関・団体等からの認証取得に向けた相談を受けた際には、ADR法第6条に定められた認証の基準等の正確な理解を得られるよう、適切なADR法の解釈を周知するとともに認証にかかわる手続き及び認証を受けたADR業務が適正に行われるようにする。		措置	(法務省) 平成21年2月20日付けで、各土業団体、弁護士会、認証事業者、認証審査中の団体、認証申請に向けた事前相談中の団体合計50団体に対し、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第6条第5号の弁護士の助言措置の解釈及び運用についての連絡文書を発出した。 なお、弁護士の助言措置の解釈を含む認証制度全般については、各種団体等からの認証取得に向けた相談を受けた際に、ADR法関係資料集を配付して周知を図った。また、法務省ホームページにおいて「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン」を公開し、認証の基準・要件を具体的に説明している。	

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容			
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期
			19年度   20年度   21年度
弁護士法第72条の見直し等	法務省 経済産業省 財務省	<p>弁理士、税理士、司法書士など、近年法改正がなされた結果、その行うことのできる業務に一定の法律業務が追加された隣接法律専門職種について、規制改革委員会の「規制改革についての第2次見解」(平成11年12月14日)及び司法制度改革審議会の意見等を踏まえ、更なる業務拡大が可能かどうかの観点から、これらの法律の改正後の状況についてフォローアップを行う。</p> <p>さらに、会社から権限を付与された社員が、当該会社の訴訟代理人となるようにすることについても、そのようにすべきであるとの指摘があることを認識しつつ、引き続き検討を行う。</p>	<p>19年度   20年度   21年度 引き続き実施</p>
			<p>講ぜられた措置の概要等</p> <p>(法務省) 平成16年11月26日の司法制度改革推進本部決定「今後の司法制度改革の推進について」において示された司法書士、土地家屋調査士、弁理士及び社会保険労務士に対する一定範囲のADR代理権の付与については、平成17年の通常国会に各資格の所管府省から関係法案が提出され、成立している。これら隣接法律専門職種の更なる業務拡大については、弁理士及び隣接法律専門職種の活動状況、国民の利便及びその権利保護の必要性等を踏まえ、総合的に検討していく予定である。</p> <p>会社から権限を付与された社員が、当該会社の訴訟代理人となることについては、無条件でこれを認めることは困難であり、一定の条件の下にこれを認めることが可能かどうか等について引き続き検討を進める予定である。</p> <p>(経済産業省) 平成19年に弁理士法を改正し、弁理士の業務として規定されている税関での手続の代理に、権利者側の手続代理に加えて、輸出入者側の手続代理を追加。また、「特定不正競争」の類型を追加することにより、弁理士の業務のうち「特定不正競争」を対象とする特定侵害訴訟代理業務、裁判所における補佐人業務や裁判外紛争解決手続についての代理業務の範囲を拡大。これらは平成20年4月1日から施行された。 (弁理士法の一部を改正する法律(平成19年法律第91号))</p> <p>(財務省) 1 規制改革委員会の見解を踏まえ、税理士が、その業務として、裁判所において補佐人として訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる制度を創設。 (税理士法の一部を改正する法律(平成13年法律第38号)) 2 平成16年11月26日付の司法制度改革推進本部決定において、「税理士の有する専門的知識を租税の関連する民事紛争において手続実施者の相談者として活用するなど、手続実施者や代理人以外としても裁判外紛争解決手続の利用促進に寄与していくことが期待される」とされていることも踏まえ、税理士会においては、税務の専門家である税理士をADR手続実施者等の相談者として活用するための施策について、ADRの実施状況等を動向しつつ検討していくこととしている。</p>
国際化時代の法的需要への対応	法務省	<p>今後増加すると見込まれる国際的な法的需要に適切に対応する観点から、外国法事務弁護士(外弁)事務所についても日本弁護士と同様の位置付けで法人化を認めるべきであるとの指摘があることを踏まえ、今後の我が国における国際的な法的需要の動向や外弁の登録数、外弁と日本弁護士(法人を含む)との外国法共同事業の実態等も考慮しつつ、外弁事務所の法人化について検討を行い、結論を得る。</p>	<p>逐次検討・結論</p>
			<p>(法務省) 外国法事務弁護士が法人を設立して業務を行うことができるよう法改正すべきであるとの内外の要望が寄せられていることを踏まえ、法務省及び日本弁護士連合会は、平成20年5月、有識者等で構成される外国弁護士制度研究会を設置した。この外国弁護士制度研究会において、平成21年12月24日に報告書が取りまとめられ、弁理士及び外国法事務弁護士の業務に関し、次の2つの法人制度の創設を提言した。</p> <p>外国法事務弁護士のみが社員となり、外国法に関する法律サービス全般の提供を目的とする法人制度 弁理士及び外国法事務弁護士が共に社員となり、法律サービス全般の提供を目的とする法人制度 現在、法務省では、この提言内容に沿った法制化の検討を行っているところである。</p>

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			
			19年度	20年度	21年度	
情報公開の推進等	関係府省	苦情及び紛争の再発及び未然防止の役割を期待される苦情・紛争処理機関については、消費者・利用者保護の観点も踏まえ、個人情報の保護及び事業者には不当な不利益を及ぼす可能性を勘案しつつ、苦情・紛争の再発及び未然防止に資する処理事案の内容等を早期に公開することを検討する。特に、国民の生命 safety に直接かかわる事案については、適時に事案(トラブルの原因究明結果等を含めた処理事案の内容)を公表することを検討する。また、特に罰則が課せられるような重大な違反事例については、個人情報等の合理的な理由がない限り、事業者名の公表措置の活用を検討する。	引き続き検討			-
適正処理のための規範の制定	関係府省	公正、効果的、かつ効率的な苦情、及び紛争処理を行うための指針に関する国際標準化機構(ISO)による規格制定後、各苦情・紛争処理機関に対して、速やかにその周知を図る。	逐次実施			-

### イ 我が国経済の活性化と競争力向上のための幅広い法整備

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			
			19年度	20年度	21年度	
民法(債権法)の改正について	法務省	民法(債権法)の改正に関する事項については、法務省自らが責任をもって、検討を行い、法務省における検討内容及びにその関連する資料等について、迅速かつ適切に情報公開を行う。 また、特に、民法の債権編については、電子化などの社会情勢の変化により、法の条文どおりでの対応が難しく、判例等を参考にした運用における対応が多くなるとともに、強行規定については、過度に規制的でないかという視点からの時代に合わせた見直しも必要となってきたところである。 そこで、民法における強行規定の見直しを行うに当たっては、現行法の問題点の把握、法改正に関する実務からの要望、論点の整理、想定される改正内容、法改正に関する経済的社会的効果の測定などに関して、法解釈論の観点のみに終始せず、判例の追認に止まらないような幅広い影響の考察を行う必要があることから、法務省としては、社会経済的な要請に関する動向を注視するなど、関係機関との緊密な連携の下に積極的な情報収集を行った上で、効率性と公正に関する十分な考察を含む見直しにむけた作業を実施する。			措置	(法務省) 平成21年10月に法制審議会に民法(債権関係)の規定の見直しを諮問された。現在、民法(債権関係)部会において、調査・審議中である。
会社法制の継続的見直しについて	法務省	急速に高齢化し成熟化する社会経済情勢の下、加速する国際化の中で我が国の企業の国際競争力を高め、経済成長力の維持・強化を図るためにも、企業活動を支える重要なインフラである会社法制の適宜の見直しを引き続き行う必要があるとの認識に立ち、会社法施行後の企業実務における運用実態を踏まえつつ、株式・新株予約権に関する制度の更なる整備、会社の合併・買収の迅速・効率化に資する制度の整備等について、現行の会社法制の問題点を整理するとともに改善に向けた検討を行い、その成果に基づき、所要の措置を講ずる。その際、強行規定によって規律すべき範囲や程度についてもそれを必要十分な範囲に限る観点から検討を行う。		平成20年度以降検討、措置		(法務省) 平成22年2月に法制審議会に会社法制の見直しを諮問された。現在、会社法制部会において、調査・審議中である。
会社設立に関する諸手続についての電子化	法務省 総務省 財務省 厚生労働省	起業者が会社設立に要している時間や事務負担を大幅に削減する観点から、会社設立に関する諸手続(会社設立登記後の各種申請等の公的手続を含む)の電子化を引き続き一層推進する。	継続的に実施			(法務省) 既に、すべての商業登記所が、オンライン申請システム(本支店一括登記を含む)を利用することが可能な登記所としての指定を受けている。

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
						<p>(総務省) 法人の設立等に際して、地方団体の課税当局が申告を求める法人設立届等については、平成20年3月からエルタックス(地方税ポータルシステム)を通じて電子的に申請することが可能となっている。 平成22年4月現在、エルタックスには、47都道府県及び全市区町村(1,750団体)が接続しており、そのうち法人設立届等の電子申請が可能な団体は756団体となっており、平成20年度末時点(257団体)と比べ、約3倍に増加している。 総務省としては、法人設立届等の電子申請をはじめ、法人事業税・法人市町村税の電子申告、給与支払報告書の電子的提出など、納税者が利便性を実感できるよう、地方税の電子化について一層の推進に取り組んでいるところである。</p> <p>(財務省) 会社設立登記後の国税関係の申請・届出手続については、平成16年度から、また、これらの申請・届出手続を電子的に行う場合の利用開始手続については、平成18年1月4日からオンラインによる手続を可能とし、一連の手続の電子化を完了した。</p> <p>(厚生労働省) 会社設立に関する諸手続を含む社会保険、労働保険の各種申請・届出等手続については、「厚生労働省の行政手続等電子化推進アクション・プラン」に基づき、平成15年度中に電子化しているところである。</p>
非公開会社(株式譲渡制限会社)が特定の株主から自己株式を取得する際に他の株主が自己を売主に追加することを請求できる期間の見直しの要否	法務省	会社法施行規則29条が規定する5日前という原則的な期間を短縮することにより定款自治の範囲をより狭める事とすることが株式譲渡制限会社の実情に照らして相当であるか否かについて検討し、結論を得る。	検討	一部措置済		
会社の登記における代表取締役等の住所の非公開化の容認	法務省	会社を代表する取締役・社員等の住所につき、法務局への届出は行うが、訴訟手続き等正当な目的のための開示を除き、非公開にすることを選択できる等の措置について検討する。			平成21年度検討開始、可能な限り早期に結論	(法務省) 会社の登記における代表取締役等の住所の取扱いについては、個人のプライバシーの保護、裁判を受ける権利との関係、取引の円滑に対する配慮等といった観点から、実務における問題の状況を勘案しつつ、適切な方策について慎重に検討を進めている。
民法及び商法における法定利率制度の見直し	法務省	諸外国における法定利率の導入状況等を参考にしつつ、我が国の法定利率を現在の固定金利から変動金利へと変更することも視野に入れて法定利率制度の在り方の見直しに向けた検討を開始する。 なお、法定利率制度の見直しに当たっては、金利の現状のほか、制度の安定性や明確性、及び関係者の事務負担についても十分な配慮が必要であり、長期的かつ幅広い観点から検討する。	検討開始	検討	検討	(法務省) 平成21年10月に法制審議会に民法(債権関係)の規定の見直しを諮問された。法定利率に関する規定も諮問の対象に含まれており、現在、民法(債権関係)部会において、調査・審議中である。
登記のオンラインによる一括申請及び登記事項の電子化	法務省	企業の負担を軽減する観点から、本店及び支店の登記を一括してオンラインにより申請することができるようにする。 〔商業登記規則等の一部を改正する省令(平成16年法務省令第22号)〕	逐次実施	措置済		

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化	法務省	企業担保権制度等について、改善の余地が無いかどうか検討する。	引き続き検討			(法務省) 平成18年2月に企業担保・財団抵当法制研究会を立ち上げ、実務家からの意見聴取、外国法の調査等を行うなど、企業担保法制及び財団抵当法制について検討を行ってきた。同年12月には、同研究会において、検討すべき論点について中間整理メモを取りまとめたところであり、今後は、同メモを踏まえ、これらの制度の改善の余地について引き続き検討する。
外国人登録原票記載事項証明書職務上の交付を請求することができる者の範囲の拡大	法務省 総務省	現在検討が進められ、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出することとされる新たな在留管理制度の創設とあわせて、住民基本台帳制度も参考とした適法な在留外国人の台帳制度の検討が行われているが、当該制度において行政書士等の資格者が職務上の請求を行えるようにすることについて検討を行い、結論を得る。 (第171回国会に関係法案提出)	一部措置済			(法務省) 第171回国会において成立した住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)による改正後の住民基本台帳法第十二条の三第二項に基づき、外国人住民に係る住民票の記載事項について、行政書士等が受任している事務の依頼者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書を請求することができることとした。 (総務省) 住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)において、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となることから、外国人住民の住民票の写し等については、職務上請求の対象となるもの。(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)の施行の日(公布の日(平成21年7月15日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日)から施行)
上陸口頭審理及び違反口頭審理手続きへの行政書士の参画	法務省	a 上陸口頭審理手続において、行政書士が外国人を代理することの容認 上陸口頭審理手続における代理を業とすることについては、弁護士法(昭和24年法律第205号)第72条によって規律されることとなるが、申請者において、異議の申出をする旨の意思表示を表明していないこと、上陸のための条件に適合していないことについて争わず、かつ、法務大臣の上陸の特別の許可を求めず、その情状も争わないことなどの事情により、紛争性がない事案については、「聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続」についての代理を行政書士の業務とすることを認めた行政書士法(昭和26年法律第4号)第1条の3第1項第1号の趣旨を没却することとならないよう、特に慎重な考慮が必要であるから、この趣旨を適切に関係者に周知する。	措置		(法務省) 上陸口頭審理における行政書士の代理について、申請者において、異議の申出をする旨の意思表示を表明していないこと、上陸のための条件に適合していないことについて争わず、かつ、法務大臣の上陸の特別の許可を求めず、その情状も争わないことなどの事情により、紛争性がない事案については、行政書士の業としての代理を認めても差し支えない旨、地方局に対して平成21年1月7日付けで事務連絡を发出した。なお、同趣旨を周知させる目的で、地方局に対して平成21年3月13日付けで再度事務連絡を发出した。	
		b 上陸口頭審理手続及び違反口頭審理手続における行政書士の立会いの容認 行政書士が、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第10条第4項(第48条第5項で準用する場合を含む。の「親族又は知人」に該当する場合には、親族又は知人として上陸口頭審理及び違反口頭審理における立会いを行うことは差し支えないことを関係者に周知する。	措置		(法務省) 口頭審理(上陸審判及び違反審判)における行政書士の立会いについて、行政書士が、出入国管理及び難民認定法第10条第4項(第48条第5項で準用する場合を含む。)規定の「親族又は知人」に該当する場合には、「親族又は知人」として立会いを行うことは差し支えないことについて、地方局に対して平成21年1月7日付けで事務連絡を发出した。なお、同趣旨を周知させる目的で、地方局に対して平成21年3月13日付けで再度事務連絡を发出した。	

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			
			19年度	20年度	21年度	
犯罪収益移転防止のための本人確認業務の効率化	警察庁 金融庁 総務省 法務省 財務省	本人確認業務を他の特定事業者に委託することにより、他の特定事業者が行った本人確認手続きを引き継ぎ新たな本人確認手続きとして援用できること、その際に留意すべき事項等について、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)を所管する警察庁は、同法を共管する土業所管省庁等の関係機関に通知するとともに、通知をうけた省庁等は、資格者団体等に周知する。		措置		(警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省) 警察庁は、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)上の特定事業者とされている土業者を所管する行政庁(金融庁、総務省、法務省、国税庁)に対し、「本人確認等の援用に関する考え方等の周知について」(平成21年3月2日警察庁丁犯収発第18号)を発出し、他の特定事業者が行った本人確認を一定の条件の下で援用することが可能である旨及び援用に当たっての留意事項を特定事業者に周知するよう要請した。これを受けて、上記4省庁は所管する各土業者団体に対し、上記内容を周知する文書を平成21年3月中に発出した。
不動産登記事項等証明書の交付事務の拡大	法務省	証明書発行請求機の設置基準については、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の調査審議に関する意見を踏まえ、平成19年度中に公表を行う。	措置済			
法人の印鑑証明書の交付事務の拡大	法務省	証明書発行請求機の設置基準については、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の調査審議に関する意見を踏まえ、平成19年度中に公表を行う。	措置済			

#### ウ 国境を越えた「ヒト」の円滑な移動のための法整備

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			
			19年度	20年度	21年度	
IT技術者に係る資格の相互認証等	経済産業省 法務省	IT技術者などの専門的・技術的分野の業務に従事する外国人を一層積極的に受け入れ、我が国における高度な技術や知識を有する人材の確保を図るため、以下の事項について実施等行う。  a IT技術者に関する上陸許可基準等、外国人受入れ関連制度の見直しを行い、引き続き所要の措置を講ずる。 【平成20年法務省告示第30号(平成20年1月25日施行)】		逐次実施		(法務省) IT技術者に係る資格の相互認証を行った所管省庁である経済産業省からの通報を受け、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の技術及び特定活動の在留資格に係る基準の特例を定める件」(平成13年12月28日法務省告示第579号)に、随時海外の情報処理に関する試験等を追加し、これにより当該試験の合格者等が情報処理に関する技術又は知識を必要とする業務に従事しようとする場合には、大学卒業若しくは大学卒業相当以上の学歴又は10年以上の実務経験を問わずに在留資格「技術」又は「特定活動(口に係る部分に限る。)」に関する上陸許可基準に適合し得ることとした。 (最近改正:平成20年1月25日法務省告示第30号)

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
	経済産業省	b 我が国経済の発展に貢献する海外の高度な人材を確保する観点から、IT技術者の資格の相互認証については、各国の国家資格のみならず、高水準の民間資格もその対象とする。	逐次実施			- (経済産業省) 情報処理技術者試験は、広く情報処理技術者を育成するため、特定の技術に偏ることなく、情報技術の背景として知るべき原理や基礎となる技能など汎用性、普遍性が高い知識・技能を問う試験である。 アジア11か国・地域で実施されているIT技術者試験制度は、技術者の知識体系や技能をバランスよく確認されるもので我が国の試験制度と同等と認められることから、相互認証を行っているところである。 他方、情報処理技術者試験のように、情報技術の背景として知るべき原理や基礎となる技能など汎用性、普遍性が高い知識・技能をバランスよく問いながら同様の水準を確認する民間資格は、今までのところ確認できておらず(注)、平成21年3月末時点において、情報処理技術者試験と相互認証した民間資格は無い。 (注)民間資格は、各ベンダー等が、自社製品に精通した技術者を認定するための資格が多数であり、特定のソフトウェアや技術等に特化した知識・技術のレベルを問うものが主であることから、情報処理技術者試験と同等の資格は少ないものと思料。
海外からの外国人転勤者に関する在留資格の周知徹底等	法務省	転勤に伴い入国する外国人について、在留資格「企業内転勤」において求められる「就業経験1年以上」の要件が高度な技術・知識等を有する外国人の転勤の障害となる場合には、制度の悪用防止にも配慮しつつ、その見直しも検討する。	逐次検討			- (法務省) 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令(平成22年法務省令第10号)によって、入国の直近1年間の外国にある本店、支店等での勤務歴に、直近1年間に我が国にある当該公私の機関に勤務していた期間を通算できることとした(平成22年7月1日施行)。
入国管理体制の整備等	法務省	a 今後我が国が歓迎すべき外国人の受け入れを一層積極的に進めるとともに、国民の治安に対する不安に応えるべく必要なチェック・取締体制の強化を図るためにも、入国管理体制を整備していく。	逐次実施			(法務省) 不法滞在者の取締体制を強化するため、摘発専従型の出張所として、東京入国管理局に新宿出張所、東部出張所(江戸川区)などを設けているところである。 また、上陸審査時に16歳以上の外国人(特別永住者等を除く。)に対する指紋等の個人識別情報の提供の義務付けの導入、APIS(事前旅客情報システム)の導入、高性能の偽変造文書鑑識機器の導入、セカンダリ(2次的)審査の導入、査証発給情報の関係省庁間での共有等により、引き続き一層厳格な出入国審査を実施した。
		b 収容施設における監視業務の民間委託も引き続き推進し、業務の効率化等を図っていく。	逐次実施			- (法務省) 収容監視業務について引き続き民間委託を実施した。
「技術」、「人文知識・国際業務」の要件の緩和	法務省	社会の実態等を踏まえ検討し、例えば、相互認証や客観的に技術、技能レベルを評価し得る資格制度等を通じて現状と同等の専門性、技術性を確保しつつ、学歴・実務経験要件を緩和することが可能とされた分野については、随時措置する。	随時措置			- (法務省) 関係省庁からの意見も踏まえて引き続き検討し、要件等の緩和が可能とされた分野については、随時措置することとしている。

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
料理人等熟練技能者に対する在留要件の緩和	法務省	不法就労、不法滞在等の犯罪の防止策等を図りつつ、特にニーズの高い料理人等の熟練技能者については、資格等により現状と同等の技能レベルを確保しつつ、実務経験要件を緩和することが可能とされた分野については、随時措置する。	随時措置			(法務省) 関係省庁からの意見も踏まえて引き続き検討し、要件等の緩和が可能とされた分野については、随時措置することとしている。
在留外国人の入国後におけるチェック体制の強化	内閣官房 警察庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省	a 外国人の在留に係る情報の相互照会・提供 外国人の権利の保護及び義務の履行に係る情報について、国及び地方の財政負担を軽減しつつ、地方入国管理局が利用する外国人出入国情報システムと適法な在留外国人の台帳制度など、国の機関と地方公共団体との間において、及び、法務省と厚生労働省など、国の機関同士において、合理的な範囲で相互に照会・提供する仕組みの整備を行う。	措置済			
		b 外国人登録制度の見直し (ア) 外国人の身分関係や在留に係る規制については、原則として出入国管理及び難民認定法に集約し、現行の外国人登録制度は、国及び地方公共団体の財政負担を軽減しつつ、市町村が外国人についても住民として正確な情報を保有して、その居住関係を把握する法的根拠を整備する観点から、住民基本台帳制度も参考とし、適法な在留外国人の台帳制度へと改編する。 その際は、aの外国人の在留に係る情報の相互照会・提供が可能な仕組みと合わせて整備する。 なお、改編後の当該制度の目的は、現行の外国人登録法及び日本人住民を対象とする住民基本台帳法も参考として、外国人住民の居住関係を明確ならしめ、在留外国人の公正な管理に資するとともに、外国人住民の利便を増進し、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することとする。 また、現在の外国人登録証明書に代わるものとして、例えば、在留カードを発行する場合には、出入国管理及び難民認定法に規定する在留資格認定証明書や就労資格証明書の機能も併せて持たせることなども検討し、外国人の上陸や在留に係る手続全体の合理化を図る。	措置済			
	内閣官房 総務省 法務省	(イ)「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)に基づき、現行の外国人登録制度を、国及び地方公共団体の財政負担を軽減しつつ、市町村が外国人についても住民として正確な情報を保有して、その居住関係を把握する法的根拠を整備する観点から、住民基本台帳制度も参考とし、適法な在留外国人の台帳制度へと改編するに当たっては、その法目的を「規制改革推進のための3か年計画」の実現に向けたものとし、「遅くとも平成21年通常国会までに関係法案提出」とされた措置に向け、内閣官房の調整の下、総務省及び法務省が当該台帳制度の基本構想を作成し、公表する。 その上で、両省は、地方公共団体の意見を十分に考慮しつつ、適切かつ着実に当該台帳制度を整備する。	措置済			

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
	法務省	<p>c 使用者に対する責任の明確化</p> <p>(ア) 不法就労者を使用する事業主への厳格な対処 事業主等が、雇用している外国人が在留資格を有していないことを知らないことを理由として不法就労助長罪の適用を免れることができるなどの問題を踏まえ、不法就労者を使用する事業主への厳格な対処に実効性が高まるよう出入国管理及び難民認定法を改正する。 なお、同法の改正内容は、c(イ)の「外国人雇用状況報告」の内容拡充・義務化」との間で連携を図ると併せて、「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」による外国人労働者の雇入れ時における使用者による在留資格の確認を実効性あるものとする。</p>	措置済			(法務省) 不法就労者を使用する事業主への厳格な対処に実効性が高まるよう、改正規定を盛り込んだ「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が成立(平成21年法律第79号)し、このうち不法就労助長行為を行った外国人に係る退去強制事由の規定が平成22年7月1日から施行された。(事業主等が、雇用している外国人が在留資格を有していないことを知らないことを理由として不法就労助長罪の適用を免れることができないこととする罰則規定については、平成24年7月頃をめどに施行予定。)
	厚生労働省	<p>(イ) 「外国人雇用状況報告」の内容拡充・義務化 「外国人雇用状況報告」について、不法就労の防止、雇用保険の加入促進等、職業安定行政における必要性の観点から再整理して、雇用対策法を改正する。改正後は、外国人を雇用する全ての事業主に対して、国籍、在留資格・在留期限の報告を義務づけるとともに、その実効性を高める観点から、報告義務の懈怠や虚偽報告に対する罰則についても雇用対策法や雇用保険法における現行規定との均衡を図りつつ、併せて措置する。 なお、報告先は従来どおり公共職業安定所とし、様式や時期についても雇用保険被保険者資格に係る手続と同様とするなど、事業主の事務負担には十分に配慮する。 また、収集した情報は出入国管理行政における効果的な在留管理の実施や、社会保険加入の徹底につながるよう活用する。 さらに、「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」に規定されている事項のうち、必要な事項を法的根拠のある指針に位置付けることについては、外国人労働者の雇入れ時における使用者による在留資格確認義務の実効性が上がるよう、(ア)の「不法就労者を使用する事業主への厳格な対処」に係る出入国管理法及び難民認定法の改正の方向性をも念頭に置きつつ、結論を得、速やかに措置する。 【「雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律(平成19年法律第79号)平成19年10月1施行。」「平成19年厚生労働大臣告示第247号(平成19年10月1日施行)】</p>	措置済 (平成19年10月1日施行)			
	法務省	<p>d 使用者以外の受入れ機関等に対する責任の明確化 「入国・在留審査要領」(平成17年7月26日法務省管第3260号通達)において、就学生や留学生在が学ぶ教育機関に対して、その在籍状況を地方入国管理局向けに定期的に報告することを任意で求めている取扱いを、出入国管理及び難民認定法の関連法令へと格上げを図り実効性を高める。 格上げに当たっては、c(イ)の外国人雇用状況報告の対象とならない雇用関係のない者(研修生等)も含み、不適正な事案が判明した場合の対処、資格ごとに異なると考えられる徴求事項への対応を可能とする随時照会・回答といった手法についても規定する。</p>	平成21年通常国会に提出される予定の改正出入国管理及び難民認定法施行までに措置			(法務省) 所属機関による届出を法律により明確化するため等の改正規定を盛り込んだ「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が平成21年7月15日に法律第79号として公布された。なお、対象の機関や届出事項等の具体的な内容については、改正法の施行(平成24年7月頃を予定)までに措置する予定である。

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
	法務省 関係府省	<p>e 在留資格の変更及び、在留期間の更新許可のガイドライン化並びに不許可事例の公表等</p> <p>当初の上陸許可から一定の期間が経過した後に申請される在留資格の変更、及び在留期間の更新の許可においては、法務大臣の自由な裁量を認めつつも、出入国管理及び難民認定法第22条、及び「永住許可に関するガイドライン」に倣って、「素行が善良であること」及び「独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること」、かつ「その者の在留が日本国の利益に合する」との事情を考慮し、運用の明確化と透明性向上を図る観点から、その内容をガイドライン化するとともに、許可されなかった事例についても併せて公表する。</p> <p>なお、考慮する事項としては、出入国管理行政の透明性の向上に加え、各市町村や関係行政機関における行政事務の遂行・窓口事務の円滑化の観点から、ア 国税の納付状況、イ 地方税の納付状況、ウ 社会保険の加入状況、エ 雇用・労働条件、オ(家族が同時に滞在している場合には)子弟の就学状況、カ(在留資格の特性に応じ)日本語能力等をガイドラインにおいて明示的に表記すべきであるが、列挙した事項を外形的に利用することについては、徴収猶予等の付随する状況を慎重に判断して運用することにも留意して措置する。特に、オの子弟の就学状況に関しては、どのような場合に在留資格の変更、及び在留期間の更新に係る要件を充足したと認めるかどうかといった点だけでなく、不就学外国人児童生徒支援事業のほか、外国人児童・生徒に学習の機会を確保する方策について、関係者のコスト負担のあり方にも留意しつつ、幅広く検討を行う。</p> <p>さらに、カの日本語能力に関しても、我が国においては各地の国際交流協会等が中心となって在留外国人に日本語教育機会を提供する現状にあって、地域日本語教育支援事業、JSLカリキュラム(日本語を第2言語として学習するカリキュラム)の開発に加え、我が国の受け入れ機関の関与の在り方、送出国における態勢の構築支援など、同様に幅広く検討する。</p> <p>また、例示した諸情報は、外国人本人に書類の提出を求めることによる既存の制度で取得しうる情報を有効に活用しつつ、国の機関同士、及び国の機関と地方公共団体との間で我が国における外国人の権利の保護及び義務の履行に係る情報を効果的かつ効率的に収集することが可能となるよう、aの「外国人の在留に係る情報の相互照会・提供」に係る関係法令施行までに検討し、結論を得る。</p>	<p>ガイドライン化は平成19年度措置済、不許可事例の公表は平成19年度以降逐次措置、情報収集の在り方は平成21年通常国会に提出される予定の改正出入国管理及び難民認定法施行までに検討、結論</p>			<p>(法務省)</p> <p>在留資格の変更及び在留期間の更新許可のガイドライン化については、出入国管理行政の透明性の向上に加え、各市町村や関係行政機関における行政事務の遂行・窓口事務の円滑化の観点から、平成20年3月に、雇用・労働条件が適正であること、納税義務を履行していること、外国人登録法に係る義務を履行していること等について、ガイドラインの要素に盛り込み公表した。</p> <p>なお、日本語能力等については、関係省庁における体制の整備等を踏まえつつ、逐次検討することとしたい。</p> <p>外国人から申請される在留資格の変更又は在留期間の更新の審査における不許可事例の公表については、運用の明確化と透明性向上を図る観点から、おおむね過去1～2年の間にその申請を不許可とした事例を取りまとめ、平成19年11月にHPに公表した。なお、これらの事例については、今後も逐次更新する予定である。</p> <p>情報を継続的に把握する制度の導入及び住民基本台帳制度との連携の枠組みについては、上記 aの改正法に所要の規定が設けられたところ、今後は、国の機関相互間、及び国の機関と地方公共団体との間で、我が国における外国人の権利の保護及び義務の履行に係る情報を効果的かつ効率的に活用することが可能となるような具体的な方法等について、遅くとも、同法の施行(平成24年7月頃)までに検討し、結論を得る予定である。</p>
	法務省	<p>f 永住許可を得た外国人に対する在留管理の在り方等</p> <p>c(イ)の「外国人雇用状況報告」の内容拡充・義務化により収集された情報の活用や、例えば、在留カードを発行する場合には、地方入国管理局での在留カードの確認申請期間を設けるなどの方法で、一定期間ごとに永住許可を得た外国人の在留状況をチェックし、在留実績がない者等に対して入国・在留管理上の規制を行うことについて検討し、結論を得る。</p>	措置済			

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
社会保険加入に関する迅速な省庁間連携の実現及び在留資格変更等に当たったの考慮	法務省 厚生労働省	a 「社会保険制度に加入していること」の「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」への追記 当初の上陸許可から一定の期間が経過した後に申請される在留資格の変更、在留期間の更新許可について、運用の明確化と透明性向上を図る観点から公表されているガイドラインへ社会保険制度に加入していることを追記し、我が国に在留する外国人に対し、当該義務の履行を促進する。		措置		(法務省) 「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」において、社会保険への加入の促進を図るため、平成22年4月1日から申請時に窓口において保険証の提示を求めることを明記した。 (厚生労働省) 平成21年3月に「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」が改正され、社会保険への加入の促進を図るため、平成22(2010)年4月1日から在留資格の変更及び在留期間の更新申請時に窓口において保険証の提示を求める旨、追記された。
		b 社会保険制度未加入の外国人の社会保険加入を促進するための関係行政機関の連携の仕組みの検討 社会保険未加入の外国人の社会保険加入を促進するため、関係行政機関の連携のための具体的方策について、検討し、結論を得る。		検討・結論		(法務省) 「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」において、社会保険への加入の促進を図るため、平成22年4月1日から申請時に窓口において保険証の提示を求めることを明記し、保険証を提示できない外国人に対して、厚生労働省作成のリーフレット「社会保険制度加入のご案内」を配布している。 (厚生労働省) 外国人の在留資格の変更、在留期間の更新許可の際に社会保険制度未加入が判明した外国人の社会保険制度への加入が円滑に進むよう、平成22(2010)年4月から社会保険制度の加入を促すチラシを地方入国管理官署で配布している。 (参考:「外国人の社会保険制度加入促進に係る協力依頼について」(平成21年11月24日保保発第1124001号・保国発第1124001号・保高発第1124001号・庁保発第1124001号))
		c 個々の外国人が加入している社会保険制度に関する情報提供について、関係行政機関等が連携できる仕組みの検討 地方公共団体においてそれぞれの運営する国民健康保険の加入対象者をより確認しやすくなるよう、関係行政機関等が個別に保有する外国人の社会保険制度加入状況に関する情報を合理的な範囲内で提供できるようにするための具体的方策について、検討する。			平成21年 検討	(厚生労働省) 平成21年度において、社会保険庁から地方公共団体の国民健康保険担当部局に、厚生年金保険の被保険者の資格喪失情報を提供し、国民健康保険の被保険者資格の適正化を図るモデル事業を実施したところである。 地方公共団体に提供される厚生年金保険の被保険者の資格喪失情報には、厚生年金保険の資格を喪失した外国人も含まれることから、モデル事業の本格実施により、国民健康保険の加入対象となる外国人の確認が可能になるものと考えている。 現在、厚生労働省と日本年金機構との間において、当該モデル事業の結果等を踏まえ、平成22年度中の本格実施に向けて調整中である。
外国人成人の日本語能力の認定及び在留資格変更等に当たったの考慮	文部科学省	「生活者としての外国人」に必要な日本語の枠組みの検討 日本語が主たるコミュニケーション手段となっている我が国において、外国人が地域で意思疎通を図り生活できるよう、日常生活において必要とされる日本語の枠組みについて検討する。		検討		(文部科学省) 平成22年5月、文化審議会国語分科会において我が国に滞在する「生活者としての外国人」が日本で生活する上で最低限必要とされる生活上の行為を日本語で行えるようにするために「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」を取りまとめた。
外国人学校に対する感染症の発生の予防、及びそのまん延防止策の徹底	文部科学省 厚生労働省	a 南米系外国人学校の定点調査 外国人集住都市会議のメンバーである地方公共団体のようにニューカマーといわれる外国人が集住している地域において、南米系外国人学校の実態把握のための定点調査を行うため、外国人が集住している地域と連携し、毎年度継続して実施していく。			平成21年度以降継続実施	(文部科学省) 平成21年度外国人教育に関する調査研究において、ブラジル人学校等の現状調査を実施し、ブラジル人学校等の数や子どもの数等についての情報を収集した。

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		<p>b 南米系外国人学校の定点調査結果の感染症予防、まん延防止対策への活用</p> <p>aの定点調査の結果得られた南米系外国人学校の情報については、文部科学省より厚生労働省へ情報提供し、いわゆる1条校でなく、かつ各種学校の認可も受けていない外国人学校に対しても、適切な感染症予防及びまん延防止対策が図られるよう、厚生労働省において、当該学校が所在する地方公共団体にその情報を提供し、活用できるようにしていく。</p>			平成21年度以降継続実施	<p>(文部科学省)</p> <p>平成21年度外国人教育に関する調査結果を厚生労働省に提供した。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>適切な感染症予防及びまん延防止対策が図られるよう、文部科学省から提供のあった調査結果を関係自治体に提供する予定。</p>
日インドネシアEPAにおける看護師候補者・介護福祉士候補者受入れ支援の充実	厚生労働省 関係府省	<p>a 看護師候補者・介護福祉士候補者の保護のための講習実施体制の整備</p> <p>候補者に対して、母国語での相談窓口の存在やその利用方法の周知、労働関係法令の説明や受入れ施設の不正行為に遭遇した場合の対処方法等、候補者の法的保護に必要な情報について、入国当初に行われる半年間の研修内に周知する体制を整える。</p>		措置		<p>(厚生労働省)</p> <p>入国当初に行われる半年間の研修内(日本語等研修期間)において、日本での生活や受入れ施設で研修・就労が円滑に行えるようにすることを目的として、</p> <p>・労働基準関係法令、社会保険・労働保険制度について</p> <p>・候補者に対する相談支援とその体制</p> <p>も含めて入国後オリエンテーションを実施している。</p>
		<p>b 受入れ施設での就労・研修時におけるフォロー体制の充実</p> <p>JICWELSを中心として、看護師候補者・介護福祉士候補者への効果的なOJT手法や国家試験合格のためのサポート等、受入れ施設が実践している有用なノウハウを集約し、その内容を広く受入れ施設へフィードバックする体制を整備すると共に、日本語の継続学習のサポートを充実する。</p>		平成20年度以降継続実施	<p>(厚生労働省)</p> <p>看護師候補者・介護福祉士候補者に対する日本語学習支援、国家試験学習支援等を実施するとともに、JICWELSが実施している巡回訪問等において、受入れ施設に必要な情報等をフィードバックする体制を整備している。</p>	
外国人研修・技能実習制度の見直し	法務省 厚生労働省	<p>a 現在62職種となっている技能実習制度における対象職種について、開発途上国の技能移転に関するニーズ、国内の受入体制等を踏まえ、国際貢献に資する観点からも幅広く対象職種を見直す。</p> <p>【職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成16年厚生労働省令第3号)(平成16年4月1日施行)、引き続き逐次実施】</p>		逐次実施		<p>(厚生労働省)</p> <p>対象職種について、送出国のニーズや国内の受入れ体制等を踏まえ、技能実習移行対象職種として3職種追加した。(平成21年12月24日に養殖業職種にホタテガイ・マガキ養殖作業を追加した。(平成21年12月24日官庁報告「技能実習制度推進事業運営基本方針の一部を改正する基本方針の公表について」)また、平成22年4月1日にたて編ニット生地製造職種にたて編ニット生地製造作業、漁船漁業職種にかに・えびかご漁業作業を追加した。(平成22年4月1日官庁報告「技能実習制度推進事業運営基本方針の一部を改正する基本方針の公表について」))</p>

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		b 研修・技能実習生の失踪などといった問題も顕在化し、本制度が悪用されているとの指摘がある点も踏まえ、こうした問題の発生を防止する施策も併せて講ずる。	逐次実施			(法務省) JITCOが発行する受入れ機関・研修生向け広報誌において、失踪の問題点に係る啓発記事を掲載し、失踪の防止に努めた。 また、失踪者の多発を不正行為の一類型としており、当該類型に該当すると判断された受入れ機関については不正行為認定し、3年間の受入れ停止措置を講ずることとしているほか、不正行為に認定しない場合でも、失踪が発生した場合には、随時、関係者から事情聴取を行う等して失踪の原因究明に努め、問題が認められた受入れ機関には改善を求めることとしている。 (厚生労働省) 問題事案が多く見られる企業に対する巡回指導を重点的に実施するとともに、受入れ企業の監理を行う受入れ団体への巡回指導の実施件数を増加することにより、受入れ団体への指導の効果が受入れ団体の傘下にある受入れ企業に対しても波及するよう、巡回指導の強化を図っている。また、全受入れ機関に対する自主点検を実施している。
		c 在留資格「研修」の見直し 研修生に対し、非実務研修(いわゆる座学研修)に加え、実務研修を実施する場合、原則として、実務研修には労働基準法や最低賃金法等の労働関係法令を適用することとし、労働法上の保護が受けられるようにするため、出入国管理及び難民認定法上の在留資格「研修」を見直し、実務研修への労働関係法令の適用が円滑に為されるようにする。(第171回国会に係る法案提出)		措置済		
		d 技能実習生に係る在留資格の整備 技能実習生の安定的な法的地位を確立する観点から、出入国管理及び難民認定法別表第一に、技能実習に係る在留資格を早急に整備する。 (第171回国会に係る法案提出)		措置済		
		e 法令以外の規定に基づく規制等の見直し 受入れ機関等の研修生及び技能実習生に対する監理責任について、現在有効な規制である「技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針」、「技能実習制度推進事業運営基本方針」、「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」においては法的な位置付けが曖昧で担保措置が不十分であることから、これら諸規定を出入国管理及び難民認定法関連の政省令へと格上げを行う。 その際は、受入れ機関に対する不正行為を認定する基準をより明確化するとともに、当該不正行為の程度や内容に応じて、例えば、重大な不正行為については新規受入れ停止期間を5年に延長するなどして、規制の実効性を向上させることについても併せて措置する。	dの関係法施行までに措置			(法務省) 受入れ機関の監理責任に関し、監理団体の役員による監査の実施、適正な技能実習計画を策定する能力のある役職員による技能実習計画の策定、監理団体の役職員の実務実施機関への訪問、技能実習の実施状況の確認及び指導等について省令に規定(出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令(平成21年法務省令第53号))するとともに、不正行為の対象となる事由を省令で明確化し、人権侵害等の重大な不正行為を行った場合は受入れ停止期間を5年間に伸長するための措置を講じた。(出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号))

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		f 研修生・技能実習生の保護のため早急に講ずべき措置 (ア) 研修生・技能実習生が、母国語で実情を率直に相談し、かつ、必要な支援を受けることができるよう、「外国人研修生・技能実習生ホットライン(仮称)」を開設し、平日に加え土・日曜日や夜間等を中心に、中国語、ベトナム語、インドネシア語等の研修生・技能実習生が母国語で相談に応じられる体制を早急に整備し、かつ、研修生・技能実習生に周知する。		措置済		
		(イ) 研修生・技能実習生が母国語で実情を率直に相談し、かつ必要な支援を受けることができるよう設置されたホットラインは、現在、中・尼・越の各言語とも平日に週1回、11時～13時、14時～19時の時間帯と、平成20年度より、土曜日13時～19時の時間帯で開設されている。しかしながら、研修や実習で時間的に制約されている研修生・技能実習生にとっては、実際に利用できる時間帯は限られていることからホットライン開設時間について、平成20年度の利用状況を把握、分析した上で、研修生・技能実習生が相談しやすいと思われる時間帯まで拡充していくことを検討し、結論を得る。			平成21年 検討・結 論	(厚生労働省) 研修生・技能実習生が母国語で実情を率直に相談し、かつ必要な支援を受けることができるようJITCOに設置されたホットラインについては、平成21年度より土曜日の時間帯を13時～20時まで拡充し実施している。また、相談件数が多い中国語については、実施日をさらに拡充するよう検討している。
		(ウ) ホットラインへの相談で得られた情報を関係機関に取り次ぎ、受入れ機関の不正行為の発見及び研修生・技能実習生に対する保護の実効性を高める。			平成21年 度以降継 続実施	(厚生労働省) ホットラインへの相談で得られた情報相談内容については、必要に応じてJITCOから関係行政機関に対し報告が行われている。
		(エ) 研修生全員に対し、入国後早期に、外国人研修・技能実習制度や労働関係法令の説明や受入れ機関の不正行為に遭遇した場合の対処方法等、研修生の法的保護に必要な情報の理解を目的とした初期講習を実施する体制の整備を進める。			平成21年 以降関係 法令の施 行まで逐 次実施	(法務省) 出入国管理及び難民認定法、労働基準法、外国人の技能実習に係る不正行為が行われていることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報について専門的な知識を有する者による講習を実施することを義務付けた。(出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成22年法務省令第16号)) (厚生労働省) 労働関係法令等の講習に係る受入れ団体に対する支援として、講師の養成のためのセミナーを開催するとともに、中小受入れ団体を対象とした講師の派遣事業を実施している。
		(オ) その上で、当該講習の実施を徹底するため、第1次受入れ機関が実施する集合研修において、研修生の母語に配慮しつつ、専門的知識を有する外部講師等による講義を実施することを義務付ける。			関係法令 の施行ま でに措置	(法務省) 上記の講習について団体監理型の技能実習においては、監理団体又は実習実施機関に所属する者を除く専門的な知識を有する者が講義を行うこととした。(出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成22年法務省令第16号))また、その際、技能実習生の語学能力も考慮し、技能実習生がその内容をよく理解できるように配慮しなければならないこととした。(平成21年12月策定「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」)

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		(カ) また、既に入国している研修生・技能実習生に対しても、多様な方法によって可能な限り受入れ機関の不正行為に対する対処方法を周知する。			平成20年措置済、以降継続実施	(法務省) JITCOが発行する研修生・技能実習生向け母国語情報誌で研修・技能実習制度や労働関係法令等について積極的に周知を図っている。 (厚生労働省) 研修生・技能実習生が不正行為に対して対処できるようにするため、事業主等が遵守すべき法令等及び相談窓口について、技能実習生全員に対して配布する実習生手帳に明記している。また、上記の母国語相談については、JITCOホームページ、研修生・技能実習生に配布する機関誌等に掲載し、周知を図っているところである。
		(キ) さらに、受入れ機関が不正行為の認定を受けた場合及び受入れ機関の倒産等により研修・技能実習が継続できない場合であって、研修生・技能実習生の責めに帰すべき理由がないときは、原則として、当該研修生・技能実習生が他の受入れ機関において研修・技能実習を継続できるよう受入れ先機関の開拓を行う仕組みを構築し、このような取扱いを明示するとともに、事前に、研修生・技能実習生に対して周知する。	平成20年措置			(法務省) 受入れ機関が不正行為の認定を受けた場合及び受入れ機関の倒産等により研修・技能実習が継続できなくなった場合であっても、研修生・技能実習生の責めに帰すべき理由がないときは、適正に研修や技能実習を実施する体制を有する他の機関において研修・技能実習を継続して行うことが認められることを明記し、周知している。(平成21年12月策定「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」)また、当該取扱いについて、JITCOが発行する研修生・技能実習生向け母国語情報誌に掲載するなど積極的に周知を図っている。 (厚生労働省) 受入れ企業等の不正行為認定等により、技能実習の継続が不可能となった技能実習生が実習継続を希望する場合には、関係機関・受入れ団体と協議しつつ、他の企業等で継続して実習できるよう支援する事業を行っている。
		g 受入れ機関の適正化のために早急に講ずべき措置 (ア) 研修・技能実習を適正に行うために受入れ機関等が留意すべき事項に加え、受入れ機関が、如何なる行為が「不正行為」に該当するかをはっきりと認識できるよう、その範囲を明確化して公表する。また、不正事案については、入国管理局及び労働基準監督機関の間との緊密な連携の下に、受入れ機関に対し引き続き積極的に実態調査又は臨検監督を実施し、悪質な受入れ機関に対する取締りを強化しつつ、現在JITCOを通じて実施している制度運用の適正化に向けた巡回指導を強化する。	措置済			
		(イ) これらを踏まえ、認定された不正行為については、受入れ機関の不正行為の程度や内容に応じ、例えば、重大な不正行為については、新規受入れ停止期間を5年に延長する。また、不正行為認定を受けた受入れ機関が一旦廃止され、新たに別組織で研修生・技能実習生を受け入れようとする行為についても、上記措置の厳格な適用を含めた防止措置を講ずる。	遅くとも dの関係法令の施行までに措置			(法務省) 人権侵害等の重大な不正行為を行った場合は受入れ停止期間を5年間に伸長するとともに、受入れ側の機関又はその役員等が、入管法、労基法等の労働関係法令に規定する罪により刑に処せられたことがある場合は、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること、受入れ側の機関の役員等が、過去5年間に他の機関で役員等として技能実習の監理等に従事したことがあり、その在任中に当該他の機関が不正行為を行い技能実習生の受入れ停止となっている場合には、当該期間が経過していること等の過去の行為による欠格要件を省令で明記した。(出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号))

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		(ウ) なお、これらの措置の実効性を調査した上、受入れ機関の不正行為の防止の実効性を向上させる措置の必要性についても、引き続き検討する。	dの関係法令の施行以降速やかに検討			- (法務省) g(ア)及び(イ)の措置の実効性を調査した上、受入れ機関の不正行為の防止の実効性を向上させる措置の必要性についても、dの関係法令の施行以降、引き続き検討する予定である。
		(I) さらに、受入れ機関の責任者・担当者に対して、JITCOが技能実習実施担当者講習会を実施し、これらの事項を含め、制度の適正な運営、労働関係法令の遵守について指導を徹底しているところ、その成果を検証しつつ、研修・技能実習実施担当者講習会の実施の一層の充実について検討する。	平成20年検討、結論			(厚生労働省) 技能実習実施担当者講習会(JITCOが開催)については、講習会を実施する各地域において、受け入れ人数が多い職種、個別の事案等を取り上げて講習を行うなど、受講者がより理解しやすいものとなるよう工夫している。また、受講者に対しアンケート調査を行っており、受講者の意見を参考に講義内容、資料等の検討を行っている。
		(オ) 併せて、受入れ機関に、当該講習会を受講した責任者が不在の場合には、当該受入れ機関による研修生・技能実習生の受入れを停止する等の措置についても、当該講習会の実施状況を踏まえながら、その導入を検討する。	遅くとも dの関係法令の施行までに検討、結論			- (法務省) 受入れ機関に、研修・技能実習実施担当者講習会を受講した責任者が不在の場合には、当該受入れ機関による研修生・技能実習生の受入れを停止する等の措置についても、当該講習会の実施状況を踏まえながら、その導入について、遅くとも dの関係法令の施行までに検討し、結論を出す予定である。
		(カ) 地域におけるサポートを目的として、地方公共団体より、団体監理型研修の受入れ機関に関する情報提供の依頼がJITCOに対して行われた場合には、当該地方公共団体の地域内に所在する第2次受入れ機関の研修を監理する第1次受入れ機関について、その名称、住所、連絡先に関する情報をJITCOが把握している場合で、当該地方公共団体によるサポート活動等を実施していくために当該情報をJITCOが提供することが相当な場合は、当該情報を当該地方公共団体へ提供するようにJITCOへ要請し、その体制を整える。			平成21年以降継続実施	- (法務省) 地方公共団体によるサポート活動等を実施していくために、受入れ団体の名称、住所、連絡先に関する情報を当該地方公共団体へJITCOが提供することについては、JITCOのセキュリティポリシーを前提としつつ、サポート活動の内容や必要性に応じてJITCOが対応できるように、引き続きJITCOに要請し、その体制を整えていくこととしている。
	法務省 外務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省	h 送出国政府に対する適正化要請等 (ア) 外交ルート及びJITCOを通じ、送出国政府に対して、送出し機関の適正な認定基準の設定、保証金搾取等の実態把握及び対策、ブローカー対策等、送出し機関の適正化を継続的に強く要請する。	継続実施			(法務省) 外交ルートを通じ送出国政府に対して送出し機関の適正化について継続的に要請していくこととしている。 また、JITCOを通じ、送出国政府に対して、送出し機関の適正な認定基準の設定、保証金搾取等の実態把握及び対策、ブローカー対策等、送出し機関の適正化を引き続き要請していくこととしている。  (外務省、国土交通省) ・研修・技能実習生の送出国政府に対し、「外国人研修・技能実習制度」の趣旨に合致した者を選抜するよう強く申し入れている。 [実績] ・ベトナム(平成18年12月)フィリピン(19年3月)中国(21年1月)との領事当局間協議において先方政府に申し入れ。 ・JITCOが送出国政府(定期協議)や送出し機関(セミナー)に対して、適正化を要請。

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
		(イ) 特に、研修生・技能実習生の送出国が不当に保証金や管理費等を研修生・技能実習生から徴収している実態やこれらを不当に返還しない等の実態が明らかになった場合、当該送出国からの受入を停止する措置等を講じる。	平成20年度措置済 以降継続実施			<p>(法務省)</p> <p>研修生との間で、不当な賠償金の支払い義務や強制貯金等の不適切な内容の契約を締結していたことが判明した送出国について、当該送出国を送出し機関とする研修生からの在留資格認定証明書交付申請を不交付処分することとし、当該送出国からの受入れを停止する措置を講じるとともに、外交ルートを通じ送出国の適正化を要請した。</p> <p>また、送出し機関等が保証金を徴収していないこと、又は労働契約の不履行に係る違約金を定める契約等が行われていないことを上陸許可の条件の一つとして明記した。(出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号))</p> <p>なお、受入れの停止には至らないものであっても、不当な保証金等の徴収の疑いがある送出国からの研修生等に係る申請は、慎重に審査することとしている。</p> <p>(外務省、国土交通省)</p> <p>査証審査を厳格に行い、本制度の趣旨に合致しない者の入国を認めないこととしている。</p> <p>[実績]</p> <p>送出し機関が研修・技能実習生より不当に保証金や管理費等を徴収していることが判明し、ベトナムの送出し機関(1機関)からの受け入れを停止。(平成20年8月)</p>
		(ウ) また、送出国政府及び研修生・技能実習生本人に対して、送出国における技能移転の状況、技術レベルの向上の状況、習得技能の活用状況、問題点等について、報告を求めるとともに、これらについて調査を行い、当該制度の見直しに反映させる。	平成19年度以降逐次実施			<p>(法務省)</p> <p>JITCOにおいて、技能実習を終了後平成19年に帰国した技能実習生約1万2千人の本国における修得技術等の活用状況等について20年度に調査を行った。</p> <p>(外務省)</p> <p>「開発途上国からの研修生等受入れに伴う実態調査(フォローアップ調査)」を研修生等派遣実績の多い国の中から選んで、送出し機関や研修生等からとアリング調査を実施。技能移転の状況や問題点など調査結果を報告書にまとめ、関係省庁と情報共有を図っている。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>制度の適正化を図るのに役立つため、平成20年度に技能実習を修了し、帰国した技能実習生約10,500人を対象に、帰国後の就職状況や職務上の地位等についてフォローアップ調査を行った。</p> <p>(経済産業省)</p> <p>「外国人研修生・技能実習生受入実態調査」により、研修生等派遣実績の多い国であるフィリピン・ベトナムについて、帰国生や帰国生が在籍している現地企業等からとアリング調査を実施。技術・知識等の活用状況など調査結果を報告書にまとめ、関係省庁と情報共有を図っている。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>「開発途上国からの研修生等受入れに伴う実態調査(フォローアップ調査)」を研修生等派遣実績の多い国の中から選んで、送出し機関や研修生等からとアリング調査を実施。技能移転の状況や問題点など調査結果を報告書にまとめ、関係省庁と情報共有を図っている。</p>

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
	法務省 厚生労働省	i 「再技能実習(又は高度技能実習)制度」の検討 3年間の技能実習を終了して帰国した技能実習生であって、帰国した後、一定期間経過後に、前回よりも高度な内容の技能移転を行うことが見込まれる者に対し、再来日して新たな技能実習を2年間実施することを内容とする「再技能実習(又は高度技能実習)制度」の導入について検討する。なお、検討に際しては、送出国における技能修得のニーズを的確に把握するとともに、国内で修得した技能の帰国後の活用が図られていること、一定以上の日本語能力、技能評価等を再来日の要件にすることや、失踪及び不正行為の防止に加え、高度の技能実習を実施できる体制の確保の有無を考慮した受入れ体制の在り方等について検討し、また、現行制度上の「再研修」との関係を整理し、検討する。	遅くとも dの關係法案提出までに検討、結論			- (法務省) 3年間の技能実習を終了して帰国した技能実習生であって、帰国した後、一定期間経過後に、前回よりも高度な内容の技能移転を行うことが見込まれる者に対し、再来日して新たな技能実習を2年間実施することを内容とする「再技能実習(又は高度技能実習)制度」の導入については、研修・技能実習制度の適正化と研修生・技能実習生の保護の強化を図るため、同制度の見直しに係る規定を盛り込んだ「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が成立し、平成21年7月15日に法律第79号として公布されたことから、制度見直し後の適正化の状況も踏まえつつ、関係機関と協議し、また、有識者等の意見も聴取した上で検討し、結論を出すこととする。 (厚生労働省) 再技能実習については、研修・技能実習制度研究会報告(平成19年5月18日中間報告、20年6月20日最終報告)において、「一般にトータルの滞在期間が長期化することによる失踪・定住化のおそれがあること、長期にわたって家族の呼び寄せを制限することは人権上の問題が生じるおそれがあること等を踏まえてその是非を判断する必要がある」、「受入れの対象が送出国の現地法人・合併企業等の常勤職員に限定されていることから、概ね技能移転や適正化が図られ、失踪率も低い実態にある「企業単独型」に限り、現地法人における更なる技能向上のためなど個別の審査により必要性が認められる場合には、再技能実習を認めることが適当」とされたところである。
「技術」、「人文知識・国際業務」の運用の明確化	法務省	「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格の下で行うことができる業務として、具体的にどのようなものが含まれるかについて、典型的な業務の事例を公表して、申請者の予見可能性を高めると共に、出入国管理関係法令の運用の明確化及び透明性の向上を図る。	逐次実施			(法務省) 申請者の予見可能性を高めるとともに、出入国管理関係法令の運用の明確化及び透明性の向上を図るために、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格の下で行うことができる業務として、具体的にどのようなものが含まれるかについて、典型的な業務の事例をホームページ上で公表している。
「企業内転勤」における活動範囲の見直し	法務省	企業内転勤の形態で、本邦の事業所において在留資格「研究」の活動に従事しようとする外国人について、申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において1年以上継続して在留資格「研究」の項に掲げる業務に従事している場合には、在留資格「研究」に係る要件を満たしていない場合においても、我が国への入国・在留が可能となるよう措置する。	検討、結論	措置		
永住許可・不許可事例の公開の充実	法務省	永住を希望する外国人の許可要件に関する予見可能性を高めるため、永住に関する許可事例、不許可事例を、例えば各々100事例ずつ蓄積するまでの間、事例を追加する等、充実する。	逐次実施			- (法務省) 引き続き永住に関する許可事例、不許可事例を追加する等、充実していくこととしている。

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			
			19年度	20年度	21年度	
高度人材の移入に資する在留期間の見直し	法務省	我が国の経済等に貢献する知識や技術を有する高度な人材について、安定的に事業等に専念するには短期間であるとの指摘がある他、その受入れ数は伸び悩んでいる中で、政府方針に沿って積極的な受入れを促進するための施策の一つとして、在留資格取消し制度の運用状況の安定、新たな在留管理制度の構築を前提に、在留資格毎の特性に応じ、外国人の勤務先に一定の要件を設けるなどの措置も講じた上で、在留期間の上限を5年程度に引き上げる。 (第171回国会に係る法案提出)		措置済		
高度人材の移入に資する再入国許可制度の見直し	法務省	新たな在留管理制度の構築を前提として、諸外国における高度人材向けの処遇の在り方や在留資格毎の特性なども踏まえつつ、再入国許可制度の見直しについて措置する。	検討、結論	遅くとも新たな在留管理制度の構築に係る関係法令の施行までに措置		(法務省) 平成20年3月に提言された法務大臣の開催する懇談会である「出入国管理政策懇談会」による検討結果を踏まえて、適法に在留する外国人の利便性の向上を図る観点から、再入国許可全体について見直しを行うことについて結論を得た。これを踏まえて、原則として有効な旅券及び在留カードを所持し我が国に中長期間在留する外国人が出国から1年以内に再入国する場合には、再入国許可を受けることを要しないものとする規定を盛り込んだ「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が成立し、平成21年7月15日に法律第79号として公布された(当該措置に係る改正は平成24年7月頃施行予定。)
留学生の在留許可期間の柔軟運用	法務省	新たな在留管理制度の構築に併せて行われる在留期間の見直しの検討の中で、在留資格「留学」の在留期間について、留学生の卒業に十分な在留期間が許可できるよう検討し、結論を得る。			平成21年通常国会に提出される予定の改正出入国管理及び難民認定法施行までに検討・結論	(法務省) 在留資格「留学」の在留期間について、留学生の卒業に十分な在留期間が許可できるよう見直すことについては、在留期間の上限の伸長の規定を盛り込んだ「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」(平成21年法律第79号)の施行(平成24年7月頃)までに検討し、結論を出すこととしている。
卒業後も継続して起業活動を行う有望な留学生の在留に係る特例措置最長180日間	法務省	大学の学部又は大学院を卒業(又は修了)後180日以内に、会社法人を設立し起業して在留資格「投資・経営」に在留資格変更許可申請を行うことが見込まれる、優れた起業・経営能力を有する留学生について、卒業(又は修了)した大学による推薦を受け、起業に必要な資金を調達し、店舗又は事務所が確保されることが確実であり、大学による起業活動の把握・管理が適切に行われるため必要な措置が講じられている場合には、「短期滞在」への在留資格変更を許可することとし、更に在留期間の更新を認めることにより、最長で卒業後180日間滞在することを可能とする。 [平成19年10月18日付法務省管第5247号法務省入国管理局長通達]	措置済 (平成19年11月1日施行)			

規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)における決定内容						
事項名	関係府省	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
			19年度	20年度	21年度	
ABTCの発行数の増大に向けた取組の推進	外務省	経済のグローバル化が進む中で、APEC域内のヒトの移動を円滑にするため、ABTC制度を積極的に活用するよう、より一層の周知措置等を講ずるとともに、初年度の発行実績を踏まえ円滑な発行に向けた発行手続の見直しを図る。	逐次実施			(外務省) ABTC申請者が利用しやすいよう、外務省ウェブサイトの内容見直しを実施。 手続の効率化を図るため、ABTC制度参加エコノミー間の申し合わせにより、申請に当たり、一部エコノミーに対して優先的な事前審査を求めることができる手続を導入。
在留資格認定証明書交付手続における迅速化・簡素化の周知	法務省	在留資格認定証明書交付手続の迅速化・簡素化に関する「優良な企業等からの在留資格認定証明書交付申請に係る審査の迅速化・簡素化について(平成16年3月4日付法務省入国管理局長通達)」について、法務省ホームページに掲載し、周知を図る。	措置済			
21 短期滞在査証の申請における身元保証書の免除	外務省	中国人、ロシア・NIS諸国人が短期滞在査証を申請する場合、原則身元保証書の提出が必要であるが、招へい人が国の独立行政法人の研究機関で一定の地位にある者で、学会参加等業務上、中国、ロシア・NIS諸国の研究者を招へいする場合には、身元保証書の提出を省略可能とする。	措置済			
22 短期商用等を目的とした短期滞在査証の申請手続における負担の軽減	外務省	短期商用等を目的とした短期滞在査証を申請する外国人につき、日本の招聘機関の登記簿謄本の提出が求められているが、これを登記簿謄本に限らず、パンフレット等招聘機関の概要を明らかにするその他の資料の提出をも認めるよう、申請者の負担軽減、サービスの向上の観点から、より一層の申請手続の合理化を図る。	遅くとも平成20年度中措置			
23 乗継時間が短く迅速な審査を必要とする者への個別審査及び国際会議等の出席者への必要に応じた臨時専用レーンの設置	法務省	空港での乗継時間が短く迅速な審査を必要とする者については、航空会社による確実な誘導があれば、個別に対応して上陸審査を実施することとする。また、国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時間帯等の情報を受けた上で、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとする。 [平成20年2月25日付法務省管第803号法務省入国管理局長通達]	措置済 (平成20年2月25日施行)			
24 在留資格認定証明書交付申請手続の代理人範囲の拡大	法務省	グループ内の会社の人事関連業務を行う会社が、人事・採用の業務のみならず、外国人の活動内容も管理しているときに、当該機関の職員を在留資格認定証明書交付申請手続の代理人に含める場合の範囲や条件について検討を行い、所要の措置を講じる。			措置	(法務省) 在留資格認定証明書交付申請の代理について、グループ会社の人事関連業務を行う会社(外国人職員の活動状況を把握しているものに限る。)の職員を含めることとする措置を講じた。(平成21年3月31日法務省入国管理局長通達法務省管第1657号)
25 在留資格「就学」の受入れ教育機関となる各種学校に準ずる機関を審査するための枠組みの検討	内閣官房、法務省	在留資格「就学」の受入れ教育機関となる各種学校に準ずる機関を審査するための枠組みに関する知的財産戦略推進本部・法務省ほか関係省庁による検討結果を踏まえ、本規制改革事項の平成20年度中の実施に向けて、所要の措置を講ずる。			措置済	